薬剤部からのお知らせ 2020 No.16

２０２０年６月２日発行

電話処方で院外処方薬の配送希望時は「0410 対応」を記載して下さい！

現在、電話処方により院外処方箋が発行された場合は医事課から保険薬局へ処方箋を送信しております。その際、通常診療での FAX 送信と区別する必要があるため、令和 2 年 4 月 10 日付の厚生労働省事務連絡に基づき、全ての処方箋の備考欄に**「0410 対応」**と記して処方箋を送信しております。

本件に関して先日、岐阜県薬剤師会より、処方箋に**「0410 対応」**と記載して頂くのは患者が保険薬局から薬の配送と電話等による服薬指導を希望している場合のみであり、患者が保険薬局に薬を取りに行く場合は「0410 対応」と記載する必要はないとの連絡がありました。逆に、全ての処方箋に「0410 対応」と記載されているため、確認の問合せ等で患者や医療機関に多大な負担を掛けているとのことです。

保険薬局に確認したところ、現在の電話処方のうち患者宅へ薬を配送しているのは全体の 1 割以下とのことです。すなわち、9 割以上の処方箋は「0410 対応」の記載は必要ないということになります。

つきましては、電話処方による院外処方箋の発行時には、薬局へ薬を取りに行かれるか薬の配送を希望されるかを患者にご確認頂き、配送を希望される場合に限り処方箋に**「0410 対応」**の記載をお願い致します。なお、オーダー確認画面にて、「オーダーのコメント」のプルダウンリストから**「0410 対応（薬の配送希望）」**を選択できるようにしましたので、必要に応じて使用して下さい。

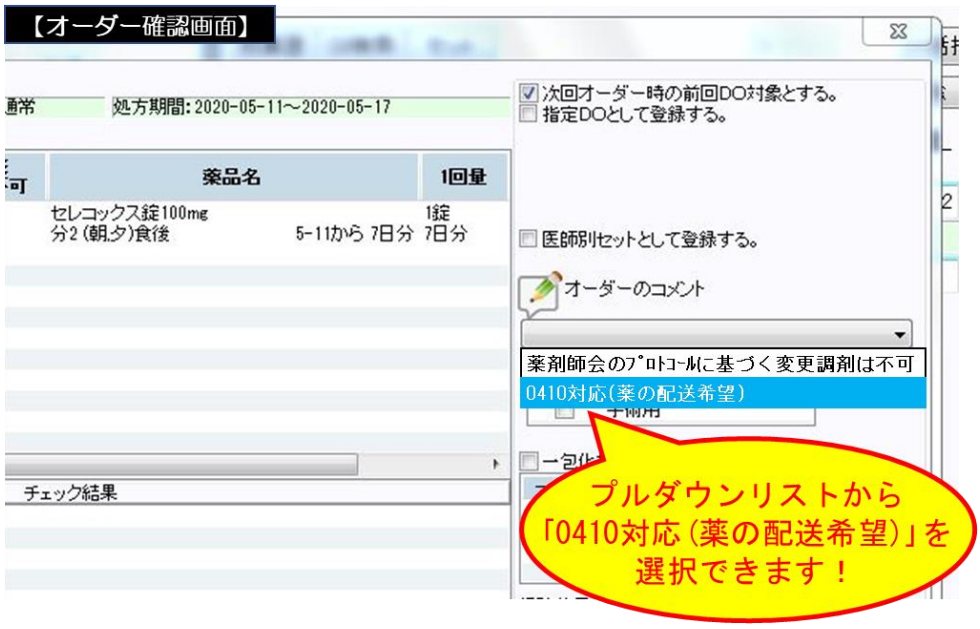

不明な点につきましては、薬剤部・医薬品情報管理室（内線 7083）までご連絡下さい。